

令和7年度

産業廃棄物(低濃度 PCB 廃棄物)収集運搬及び処分業務委託仕様書

栃木県日光土木事務所

## 1 業務名

産業廃棄物（低濃度 PCB 廃棄物）収集運搬及び処分業務委託

## 2 目的

本業務は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分期間内の適正な処理を進めるため、低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までに実施

## 4 対象物

ドラム缶：166 本 総重量：33,200 kg（1 缶あたり 200 kg を想定）

詳細は別紙 1 のとおり

## 5 履行場所（保管事業場）

栃木県日光市鬼怒川温泉大原 1419-3 栃木県日光土木事務所藤原詰所

詳細は別紙 2 のとおり

## 6 業務内容

本業務は、以下の内容により実施する。

- (1) 低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬（保管場所からの搬出作業を含む）
- (2) 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理及び処分
- (3) 業務処理状況報告

受注者は(1)及び(2)の完了後の業務処理状況報告は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出によるものとする。

## 7 搬出（収集運搬）日

搬出（収集運搬）日については、協議の上決定するものとする。

## 8 法令遵守

委託業務の実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB 廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によるほか、関係法律及び環境省が定める以下のガイドラインの最新版を遵守するものとする。

また、消防法、労働安全衛生法及びその他現行諸法令を遵守するとともに、関係各署への一切の責任を負うものとする。

- ・低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- ・低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）

## 9 その他

### (1)関係各署との調整

委託業務の実施に当たって必要となる関係各署への申請・届出については、全て受注者の負担により実施しなければならないものとする。

### (2)その他

この仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認める軽微な事項については、受注者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。